平成２１年（フ）第３４５４号
札幌市西区八軒５条西11丁目１番36号　神保マンションＡ―212号
債務者　小泉　　眞
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５４４号
札幌市白石区北郷１条10丁目２番15号
債務者　竹澤　由喜（旧姓柳谷・飛澤）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５８５号
北海道江別市錦町35番地の６
債務者　中村　恵美（旧姓森岡・金木）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５９３号
札幌市北区北18条西６丁目２番43―201号
債務者　杉谷美世子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６１８号
札幌市西区西野７条１丁目３番10号
債務者　藤田　隆子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６２５号
札幌市南区澄川３条１丁目９番２号　グリーンハイツＢ202
債務者　土屋　信幸
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６３０号
札幌市清田区真栄２条２丁目13番19号　パストラル201号
債務者　佐々木良二
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６４３号
札幌市手稲区前田10条11丁目３番７号　キャロル前田101号
債務者　津嶋　満広
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６５５号
札幌市中央区南５条西９丁目1008番地11　セントラルハイム302号
債務者　丹野　正宏
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６６２号
北海道江別市文京台東町23番地の10
債務者　高瀬　　強
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６６３号
札幌市豊平区中の島２条２丁目２番18号　リストワール中の島102号
債務者　冨田　尚弘
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７１５号
札幌市白石区南郷通２丁目南３番10―111号
債務者　工藤　悠嗣
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７３２号
北海道千歳市住吉３丁目14番22号
債務者　澤渡　隆志
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７４１号
札幌市白石区本郷通７丁目南２番11―403号
債務者　植田　英子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７６２号
北海道石狩市花川南４条１丁目150番地　シティハイムエクセレントⅢ202号
債務者　佐藤　和敏
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５６号
岩手県一関市大東町摺沢字但馬崎12番地28
債務者　小山　好夫
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１５９号
東京都足立区小台２―33―５　下川荘201、住民票上の住所岩手県一関市花泉町金沢字東要害22番地
債務者　阿部　　巌
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで　盛岡地方裁判所一関支部